

令和4年度外来生物対策のあり方検討会 議事概要

日 時：令和4（2022）年6月7日（火）13:30～15:30

場 所：オンライン会議

検討委員：

秋田 直也	神戸大学大学院海事科学研究科 准教授
○石井 実	大阪府立大学 名誉教授（地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長）
磯崎 博司	岩手大学 名誉教授
五箇 公一	国立研究開発法人国立環境研究所 生態リスク評価対策研究室長
竹内 正彦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 動物行動管理研究領域 動物行動管理グループ領域長兼グループ長
田中 信行	環境コンサルタント ENVI（元 東京農業大学教授）
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 特別研究員
早川 泰弘	日本植物防疫協会 理事長

（※ 五十音順、敬称略、○は座長）

【議事概要】

- （1）「特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針」の変更について
 ○1. 外来種被害防止行動計画・生態系被害防止外来種リストの外来生物法における位置づけの明確化（論点1）、各主体の役割と連携（論点2）（資料3 p.34～46）

＜資料説明＞

外来種被害防止行動計画は現行法の基本方針にもこれを想定した記述があったので、これをより明確にした。生態系被害防止外来種リストは現行法には記載がなかったので、今回基本方針に書き込んで、取り組みの推進、防除手法等の研究の後押し、特定外来生物の選定の参考にするなどの外来生物法での位置づけを明確にした。今後のこれらの見直しは、基本方針に基づいて行われることになる。

各主体の防除の円滑化のため、責務規定を新設した。国は未定着又は局地的に分布する特定外来生物の被害・まん延防止と生物多様性の確保上重要な地域での生態系被害防止が、都道府県は定着した特定外来生物の被害防止が、市町村は定着した特定外来生物の被害防止に努めることが責務となる。市町村は条例やリストの策定等の取り組みが期待されているのに対して、都道府県ではこれに加えてモニタリングや緊急防除、近隣との連携促進が求められている。この他、国は地方公共団体の支援や事業者の活動促進が責務となる。事業者や国民の責務には、ヒアリ等を想定した規定となるが、物品の移動の停止などを行えるよう配慮することを設けている。

防除規定の見直しについては、現行法では都道府県が防除をする際には国への確認が必要となるが、これが不要となる。都道府県が市町村と一緒に防除をする際にはその旨を公表することで市町村の確認手続きも不要となる。

国際協力の推進としては、輸出国側での付着防止措置の重要性や国内から外に出ていくものに対する責任と配慮について記述した。

<質疑>

- ・ 支援事業は今後も資料（p. 22）に例示してあるようなタイプのを拡充することを考えているのか、あるいは別のタイプへ枠を広げることも考えているのか。地方自治体が責務を果たしていく上で、支援をどう考えているのか。（中井委員）
 - 法改正で国の責務として地方公共団体の支援をするということもあり、地方公共団体の責務も規定されたので、環境省としては何らかの形で支援の強化を図りたいと考えている。財政支援の他、マニュアルなどでの技術的な支援、人材育成などを考えている。（環境省）
- ・ 責務規定が新設され各主体の位置づけが明確になったことで、外来種の防除が進むだろう。国は都道府県や市町村とどのような連携をすることで、この責務規定を運用しているのか。（竹内委員）
 - 地方環境事務所を中心に、主に都道府県や政令指定都市との外来種対策等の情報交換のための連携会議を定期的に行っているが、今回それぞれの責務規定ができておおよその役割分担が整理されたので、それに沿ってどのように連携していくか話し合いたい。また、現地における環境省の体制も強化して、財政支援も含め、地方自治体の方の支援や連携促進を進めていきたいと考えている。（環境省）
- ・ 地域住民の直接的な被害（農林水産業や身体に対する危機など）を防ぐための防除は市町村が行い、生態系に対する被害は市町村では対応できないため都道府県で行うといった大まかな役割分担がこれまで続いてきたと思う。そのような役割分担のあり方を基本方針に例示することで、義務と努力義務という程度の差ではなく、性質の違いを可視化してはどうか。（中井委員）
 - 法律と基本方針との兼ね合いがあるので、他の事例を調べて、どの程度記載できるのかを検討する。（環境省）
- ・ 先日の中央環境審議会野生生物小委員会にも出席していたが、そこでは「資料 p37（責務規定：国の役割）の記述が法律の条文とほとんど同じなので、既存の施策や措置なども追加してはどうか」という指摘をした。また同委員会でも、①人材育成、②都道府県や市町村で各分野の専門家が適切な箇所に配置されることやそれを支援すること、③各主体の連携を国がバックアップすることの必要性について指摘があった。（磯崎委員）

○ 2. 附則第5条による一部規制の適用除外のある特定外来生物(アカミミガメ、アメリカザリガニの指定を想定)の選定（論点3）（資料3 p. 47～49）

<資料説明>

特定外来生物の一部の規制を適用除外とすることが可能となる。現状では輸入、放出、販売又は頒布を目的とした飼養等、販売や購入又は頒布を目的とした譲渡等に限り規制し、

それ以外の捕獲や飼育を適用除外とすることを想定している。アメリカザリガニを養殖して缶詰等に加工して販売することも想定されるが、そうした行為も規制が必要ではないかと考えており検討を深める予定。この対象は、たくさんの方が飼育しているものや野外に多数生息しているため、現行法の規制をかけると大量遺棄につながるものとなる。規制除外となる行為については、特定外来生物の選定会議などで検討を行うことを考えている。また、適用除外の解除時期については、指定後に検討することとし、必ずしも最初に決めなくても良いとしている。

<質疑>

- ・野外で採集した個体を運搬するような飼育につながる運搬も除外の対象になるということだと、自由に採って飼える状況がそのままになり、ついつい逃がす行為も行われてしまうのではないかと。法律上、逃がすことについては厳しい罰則があるが、飼育を減らしていくことにつながる雰囲気作りが大切だと思う。「飼いきれなくなったらどうするか、増えてしまったらどうするか？」の回答を環境省のほうで用意しておく必要がある。

(中井委員、五箇委員)

→最も大事なことは逃がさないことと考えている。特に現在、数百万個体飼育されているかもしれないアカミミガメとアメリカザリガニについて、飼育が規制されるのではないかとこの誤解が広まることをなるべく阻止したい。無責任な飼育が最も良くないということを含めて一般に向けて発信していく必要がある。段階的に規制も施行しながら慎重にやっていく。普及啓発をどのようにするか、ご指摘を踏まえて考えたい。(環境省)

→飼いきれなくなった個体の受け皿も結果的にはパンクしてしまう。飼育の逃げ道があるとその責任を放棄してしまうことにも繋がりがねないので、環境省としても受け入れるべきでない。やはり飼育の責任をどのように普及していくのかが重要ではないか。(五箇委員)

- ・アメリカザリガニは関係する人や現場が多い。特定外来生物の例外規定は一般の方には分かりにくいはずなので、文部科学省と協力して先生たちから子供たちへアメリカザリガニとの正しいかわり方を教える取り組みなどをして、積極的に普及してほしい。

(田中委員)

→細心の注意を払って、誤解がないようにしないといけないと思っている。学校教育も非常に重要だと思っており、文部科学省とも相談をしている。(環境省)

- 3. 要緊急対処特定外来生物(ヒアリ類の指定を想定)の選定(論点4)、要緊急対処特定外来生物が存在等している輸入品等、物品等、施設の移動の制限又は禁止の命令(論点5)、特定外来生物等が存在等している輸入品等又は要緊急対処特定外来生物が存在等している物品等が付着等している土地又は施設の消毒又は廃棄(論点6)、要緊急対処特定外来生物に係る対処指針(論点7)(資料3 p.50~60)

<資料説明>

現行法では防除のためのみ国等が民有地に立ち入れたが、改正後は防除前の生息調査の段階から立ち入りが可能となる。また、これまでは通関前の輸入品やコンテナ等のみ検査、

消毒廃棄命令の対象だったが、改正後はそれらが置かれている土地や施設も対象となる。これらは特定外来生物全般の権限強化となり、7月1日の施行を目指している。

ヒアリ類のような非常に被害が大きい外来生物の対策強化のため、要緊急対処特定外来生物を新設した。これについては、通関後の物品、施設や土地に検査、消毒廃棄命令等が可能となるほか、種の同定中の物品の移動を停止させることができるようになる。また、事業者との連携強化のために対処指針を新設して、状況に応じて報告徴収、助言、指導、勧告、命令ができるようになる。対処指針は実効性のあることとし、必ず守って欲しいことの他、優良事例を作るために実施することが望ましいことも記述する。

<質疑>

- ・資料 p. 84 の 873 行目に「輸入の許可を受ける前のものに限る」とあるが、ヒアリ等が発見されやすいコンテナが開かれる機会をもとにした場合、予防措置として、輸入の許可を受ける前のものだけでどの程度カバー出来ているのか疑問に感じる。通関後、保税地域外に移動してから開けられるコンテナがどれくらいあるのか、例えば、国交省で実施されている全国輸出入コンテナ貨物流動調査の結果などから、こうした割合をある程度は把握できると思う。根拠となる実態をしっかりと提示した方が良いと思う。(秋田委員)

→今回の対処指針を定める際に、様々な業界にお話を聞くことになっている。それを聞いて、対処指針が現実に合うような形にしていければと思う。(環境省)

- ・資料 p. 87 の 997 行目に「当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において」とあるが、これだと要緊急対処特定外来生物に対する措置が出来るのは、発見後ということになる。ここで発見は主に通報によってなされると思うが、貨物の移動の制限または廃棄が行えるように措置が強化されると、通報が以前よりもされにくくなるといった矛盾する部分があるように思う。今後、通報、発見をしやすくするような仕組みをどう強化しようとしているのか。(秋田委員)

→リスクの高い港湾での環境省の調査や管理団体が自主的に行っている調査を強化する他、疑いアリを見分ける研修動画の作成や発見時の連絡経路の整備、輸出国側でヒアリ忌避剤を入れる等を対処指針に含めることを考えており、これによって予防措置と通報を促せないかと考えている。さらに、指針が守られない場合には報告徴収の仕組みや勧告や命令ができる仕組み等も今回の法改正に含むので、両面で頑張っていきたい。(環境省)

- ・国立環境研究所でもヒアリ対策を重点的に研究開発している。優良事例を示す等して、出来るだけ多くの事業者に取り入れてもらえるようにしたい。また、ヒアリをケーススタディとして、今後のために成功事例を作っていくことが重要。(五箇委員)

○4. その他(論点以外の部分)

<資料説明>

基本方針の殺処分の部分に、中央環境審議会の議論を踏まえ「従事者の心理的負担軽減や効率的な防除の観点にも留意しつつ」と追記した。また、外見からは見分けがつかなくとも DNA で判別できるものも特定外来生物に指定すべきだというご意見をいただいております。

この技術について改めて検討したところ、まだ野外で簡易に使えるまで至っていないという部分があったため、科学的知見の充実の部分に「外来生物を簡易的に判別する技術」を追記して実用化を目指すという形にした。

<質疑>

- ・資料 p. 77 の 630 行目の殺処分に関する記述は、動物愛護法の対象となる爬虫類、鳥類、哺乳類に対するものと考えていいか。(竹内委員)
 - 分類群を限らず、その現場での技術面、コスト面で可能な範囲で、できる限り苦痛がない方法をとりたいと考えている。自治体の方などが実際に防除に従事しているような動物群については、マニュアル等で方法を明示していく方向で考えていきたい。(環境省)
- ・外見上区別が難しいもので、特に在来種と交雑できるくらいの海外産の近縁種については、DNA 鑑定で正確に判別できるものの輸入を止めていく形の規制は十分あり得ると思う。まだ野外で問題化していない段階での予防的な特定外来の指定を検討してほしい。(中井委員)
 - DNA 鑑定では交雑というのが非常に難しい課題だと認識している。基本方針の中に明記するのはなかなか難しいが、運用の中でできることをやっていけたらと思う。(環境省)
- ・琵琶湖は、世界有数の古代湖としての重要性が知られ、琵琶湖保全再生法ができて、国民的資産として位置づけられている。その中で、国が支援する取り組みとして、外来種対策も書き込まれているので、これをうまく使って、琵琶湖に対する事業の実施もご検討いただきたい。(中井委員)
 - 支援の濃淡という中で、今後検討していければと思う。(環境省)
- ・国内由来の外来種について、基本方針の中で言及していただけるのはありがたい。固有動植物相を持っている島嶼地域では国内由来の外来種も問題となっているので、何らかの国の方針が欲しかったが、今回の改定で取り上げてくれてよかった。具体的な取り組みは、地方自治体や市町村が主体になると思うが、生態系保全の取り組みが進むことを期待したい。(田中委員)
- ・ヒアリが要緊急対処特定外来生物として特別扱いされている一方で、アルゼンチンアリのように対処が遅れている生物もいる。要緊急対処特定外来生物のような厳しい対策を講じているのは評価できるが、これに該当せず今対策がなされていない外来種にも注目して、対策の強化という部分を頭に入れて防除を進めてほしい。(五箇委員)
 - 各主体の役割分担を進めた理由としては外来種対策を総合的に推進するためである。今後検討する個所もあるが、全体的にしっかりと進むように頑張っていきたい。(環境省)

以上